

長期優良住宅建築等計画等の認定に係るチェックシート

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第三号、第四号

新宿区長期優良住宅に普及の促進に関する法律施行細則第3条、第4条

新宿区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に係る区長が別に定める事項第3、第4

1 地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

①地区整備計画等

区域外 区域内 → 行為の届出書の写しを添付してください。

②景観計画に基づく届出

対象外 対象 → 事前協議書、行為の届出書等の写しを添付してください。

③都市計画施設等

区域外 区域内 → 原則、認定できません。

2 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準

①急傾斜地崩壊危険区域

区域外 区域内

②土砂災害特別警戒区域

区域外 区域内

【上記2①又は②が区域内の場合】

- 認定申請対象住宅が区域内にある場合は、区域の解除が確実に見込まれている場合等を除き、認定できません。
- 認定申請対象敷地が区域内にある場合は、配置図等に区域を示したものをご提出ください。

※新宿区内に地すべり防止区域及び災害危険区域の指定はありません。